

01 農地・森林を相続したら「土地届け」

現在、全国で、所有者がわからない農地や森林が増えることが懸念されています。所有者がわからないと速やかな災害復旧工事ができなかつたり、一定規模をとりまとめた効率的な利用を図る際の阻害要因となります。

この度国土交通省が行った調査から、居住地と異なる市町村に農地・森林を所有している方のうち、16.4%の所有者が、相続時に登記や届け出などの手続きを何も行っておらず、所在確認が難しい状況にあることがわかりました。

次世代により良い状態で国土を引き継ぐため、相続した農地・森林のある自治体へ「届け出」、「登記」を行うとともに、土地を活用する意志の有無を伝えていただくようお願いいたします。

検索 農地・森林土地届け

お問い合わせ 国土政策局総合計画課国土管理企画室
TEL: 03-5253-8111(内線29364)
FAX: 03-5253-570



パンフレット「土地届け」では、農地・森林の相続についてわかりやすく解説しています。

災害地の復旧もスムーズ。

町で土砂崩れがおきると、二次災害を防ぐために急いで復旧工事をします。その際、土地の所有者と連絡をとらなければなりません。登記が明治時代から変わっておらず、名義人も既に亡くなっているという土地がざらです。昨年も一筆の土地ですべての相続人を探し回り、現在の所有者を見つけるのに結局半年以上かかってしまいました。みんなが「土地届け」をしてくれればもっと早くに復旧が出来るのに。

放棄地がにぎやかに。

社員研修で環境教育をしたい企業が実習の現場として私が放置していた畑や森林を借りてくれました。その会社の社員やその家族がやってきて間伐をしたり、キノコ狩りをしたり、山菜採りをしてくれました。時々私も地主さんとして出かけて行って道案内するのですが、みんなと仲良くなって、毎年同じ顔を見るのが楽しみになりました。子どもたちとの再会も楽しみです。



02 5月1日から予約制度導入！ 復興支援・住宅エコポイント

平成24年5月1日以降に復興支援・住宅エコポイントの発行申請をするためには、事前に予約が必要です。

ただし、平成24年4月30日までに工事完了し、同年5月31日までにポイント発行申請をする場合は、予約不要です。

予約申込は、工事計画の決定後（新築の場合はエコポイント対象住宅証明書などの交付後、リフォームの場合は原則として工事請負契約の締結後）から申請前までに行う必要があります。

予約申込が完了すると予約通知が届きます。工事完了後に、届いた予約通知を添付してポイント発行申請をしてください。

予約申込書類や郵送先など詳しい内容はホームページでご確認ください。

検索 復興支援・住宅エコポイント

お問い合わせ 住宅エコポイント事務局
TEL: 0570-200-121 ナビダイヤル(有料)
(IP電話など03-4334-9256(有料))
※いずれも受付時間は9:00~17:00(土・日・祝日含む)

03 POSITIVE OFF

観光庁では、ワーク・ライフ・バランスや豊かなライフスタイルの実現を目的に、“休暇を取得して外出や旅行などを楽しむことを積極的に促進し、休み(オフ)を前向き(ポジティブ)にとらえて楽しもう”という「ポジティブ・オフ」運動を提唱・推進しています。

現在、規模や業種に関わりなく多くの企業や団体にご賛同頂き、さまざまな取り組みを行っています。

運動の一環として、賛同企業3老舗のお菓子を1つに詰めた「おやつぶくろ」が販売されました。詳しくはホームページをご覧ください。



3老舗の伝統と遊び心が詰まった「旅のお供」。

検索 ポジティブ・オフ

お問い合わせ 観光庁 観光経済担当参事官室
TEL: 03-5253-8111
(内線27211、27203、27220)
FAX: 03-5253-1563

詳しい情報はこちらから

- | | |
|------------------|---|
| 01 農地・森林土地届け | http://www.mlit.go.jp/common/000205858.pdf |
| 02 復興支援・住宅エコポイント | http://fukko-jutaku.eco-points.jp/ |
| 03 ポジティブ・オフ | http://www.mlit.go.jp/kankocho/positive-off/ |